

ＪＵ東京マスコットキャラクター

『キャピクル』ご利用の手引き 及び出演要項

(ＪＵ東京 組合員・協会員専用)



東京都中古自動車販売商工組合
キャピクル推進委員会
埼玉県越谷市川柳町 4-322
TEL 048-990-8611 FAX048-990-8615

キャピクルご利用の手引き

(組合員・協会員向け)

はじめに

JU 東京のマスコットキャラクターは、組合員・協会員の皆様
に限り、お使いいただくことが可能です。ご利用に際しては、
下記、利用手続きの流れをご確認の上、お気軽に事務局まで
ご相談ください。



1. イラスト、写真、ロゴマーク利用手続きの流れ

1. 利用相談 (申請者 事務局)
2. 利用申請書提出 (申請者 事務局)
3. 仮デザインチェック (申請者 事務局)
4. 修正指示 (事務局 申請者)
5. 完成デザインチェック (事務局 申請者)
6. 許諾書送付 (事務局 申請者)
7. 完成品画像提出 (申請者 事務局)

【注意事項】

- デザインを起こすためのキャピクルのイラスト及び写真は JU 東京のホームページ（会員専用ページ）からダウンロードできます。
- ダウンロードしたイラストをそのまま利用する場合でも、レイアウトや使用方法などを審査します。申請書にデザイン案を添付してご提出ください。
- デザイン修正を求められることがありますので、申請書提出前にデザイン確認を済ませておくことで申請がスムーズに行えます。
- キャピクルにオリジナルの衣装を着せたり、ポーズを変えるなどデザインを変更して使用する場合には、デザインチェックが必要です。必ず事前にご相談ください。
- 手続きが済みましたら許諾書を送付いたします。
- 利用物件が完成したら、完成品の写真（場合により実物）を提出してください。

【利用申請手続きを省略できる場合】

- JU 東京の事務局及び事務局が指名した制作会社が利用する場合。
- JU 東京の各委員会が主体となって活動する際の告知物又は、記録物を作成する場合。

- テレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しくは雑誌の誌面等の制作者が、報道目的以外の放送又は記事等に利用する場合で、JU 東京の PR に資すると認めた場合。
- JU 東京の活動の一環として「キャピクル」が出動するイベント等の主催者が、イベント等の告知物又は記録物を作成する場合。

完成品は必ず提出してください

2.キャピクル出演の流れ

1. 利用相談（申請者 事務局）
2. 企画内容のチェック（申請者 事務局）
3. 修正依頼（事務局 申請者）
4. 「キャピクル出演承認申請書」提出（申請者 事務局）
5. 「キャピクル出演許諾通知書」送付（事務局 申請者）
6. キャピクル出演隊出動（事務局）
7. キャピクル出演隊現地到着・打ち合わせ（事務局、申請者）
8. キャピクル出演隊稼働控え場所等設営、稼働開始（事務局、申請者）
9. キャピクル出演隊撤収（事務局）
10. 「キャピクル出演状況報告書」提出（申請者 事務局）

【注意事項】

- 出演相談及び出演申請書の提出は、事務局窓口での受け付けのほか、インターネット（会員専用サイト）FAXからの申請も可能です
 - キャピクルの着ぐるみのみの貸し出しは行っておりません。
 - キャピクル出演には、「動産保険」「専属アクター人件費」「専用運搬車両費」「事務局スタッフ人件費」「販促ツール(シール、ポケットティッシュ、名刺、各50ヶ)」をセットでご利用いただく形となります。
 - キャピクル出演費用は、1日5万円（税込）です。
 - キャピクルにオリジナルの衣装（自社の半被等）を着せる場合には、事前チェックが必要です。必ず事前にご相談ください
 - キャピクル出演の際、イベント会場での設営と撤収に関しては、事務局にて対応いたします。
 - アクターの拘束時間は基本6時間です。これより長くなる場合は事前に事務局に相談してください（稼働30分ごとに30分の休憩となりますので、6時間拘束の場合の実働時間は3時間となります）
-

JU東京マスコットキャラクター「キャピクル」

出演要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、JU東京のマスコット「キャピクル」のキャピクル出演の際、必要な事項を定めるものとする。

(キャピクル出演)

第2条 JU東京キャピクル推進委員会(以下、委員会)は、キャピクル出演を希望する組合員が企画、又は実施する催事等において、JU東京及び同加盟店のイメージの向上につながると認める場合に限り、キャピクル出演を承認することができる。

2 前項の場合において、キャピクルの出演は、JU東京の業務に支障を及ぼさない範囲に限るものとする。

3 キャピクル出演期間は、原則として2日以内とする。

4 キャピクルの移動に関しては、事務局が一括して行うものとする。

(キャピクル出演の申請)

第3条 キャピクル出演を希望する者は、あらかじめ、キャピクル出演承認申請書(以下、申請書とする)に必要な書類を添付して委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書は、キャピクル出演を希望する日の3カ月前の日の属する月の初日から7日前までの間に提出しなければならない。ただし、委員会が特別の事情があると認めたと

きは、この限りでない。

(キャピクル出演の承認)

第4条 委員会は、前条の申請があった場合、当該申請内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャピクル出演を承認するものとする。

(1) 第2条に規定するキャピクル出演の主旨に反するとき。

(2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(3) JU東京の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

(4) キャピクルの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。

(5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(6) 提供する商品やサービスの品質を保証・担保するものとして使用し、またはそのように見える使用をすること。

(7) その他、その使用が著しく不相当であると委員会が認めるとき。

2 前項の規定による承認もしくは不承認は、キャピクル出演承諾通知書により申請者に通知するものとする。

(使用料)

第5条 キャピクル出演に係る使用料は、1回につき50,000円(税込)とする。ただし、出演費用にはスーツアクター(キャピクル専任演者)の派遣料とキャピクル本体に係る動産保険、専用運搬車の貸し出しと、これに係る燃料費、事務局スタッフの人件

費、販促ツール等を含むものとする。

(使用上の遵守事項)

第 6 条 第 4 条の規定による承認を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用すること。

(2) 貸出期間を遵守すること。

(3) キャピクル出演状況報告書及び使用写真等を提出すること。

(4) キャピクルは委員会が指定するスーツアクターを使用すること。

(5) その他、委員会が特に付した条件に従って使用すること。

(承認の取消し)

第 7 条 貸出しの承認を受けた者が前条に掲げる事項を遵守しなかったとき、又はこの要綱

に反したときは、委員会は、キャピクル出演の承認を取り消すとともに、キャピクル出演を承認しないものとする。

3 第 1 項の規定によりキャピクル出演の取り消された者に損害が生じても、委員会は、その責めを負わない。

(原状回復)

第 8 条 キャピクルを故意により汚損又は毀損した場合は、キャピクル出演を受けた者の責

任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、委員会がキャピクルの補修又はクリーニングが必要と認めたときは、キャピクル出演の承認を受けた者は、これに従わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第 9 条 キャピクル出演の承認を受けた者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承することはできない。

(JU東京の免責)

第 10 条 キャピクルの使用に起因する事故等により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に対し与えた損害に対し、JU東京は、その責めを負わない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、キャピクルの取扱いに関し必要な事項は、委員会
が別に定める。

附 則

この告示は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。